

# 山梨県公報

号外第41号

日

曜

月

財政的援助団体等監査

平成二十六年  
六月三十日

監査の結果に基づく措置状況

(2) 監査の結果に基づく措置状況

○監査の結果に基づく措置状況……………】

## 四 次 監査委員

### 山梨県監査委員会第七号

地方自治法（昭和二十九年法律第百七十七号）第二百九十九条第十一項の規定によつて、監査の結果に基づいて講じた措置について通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年六月三十日

山梨県監査委員 芦 中 石 望  
同 同 月  
彦 元 德 勝  
彦 孝 倫  
井 込 沢 幸  
月

監査対象団体	公益財團法人 やまなし文化学習協会
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成25年9月18日、10月23日
<b>(指導事項)</b>	
1	（1）監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成26年2月28日発行（山梨県公報号外第十号）山梨県監査委員告示第二号のとおり （2）監査の結果に基づく措置状況
2 財務諸表の注記には重要な会計方針として引当金の計上基準を注記しなければならないが、貸倒引当金の計上基準について、法人の定めがなく、注記がされていなかった。また、附属明細書には引当金の明細を表示しなければならないが、賞与引当金の明細について、附属明細書が作成されていなかつた。	
3 財務規程では耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品について、固定資産台帳を備えて管理することになつてゐるが、ネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登載がなかつた。また、定額法による減価償却が行われていなかつた。	2 注記記載を直した。今後は貸倒引当金の注記をする。内部基準についても検討する。 今後は附属明細書として賞与引当金の明細を作成する。
4 郵便はがきの期末残高が貸借対照表に資産として計上されていなかつた。（県民会館特別会計）	3 ネットワーク機器について固定資産台帳に登載するとともに、平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行つた。
5 郵便切手類受払簿に郵便はがきについての受払いの記載がなかつた。（びゅあ総合）	4 郵便はがきの期末残高の確認を徹底するとともに、貸借対照表の貯蔵品として資産計上する。
6 ガソリン等の単価契約について (1) びゅあ総合分の単価契約書に予定期量の記載がなかつた。 (2) びゅあ岐南分の単価契約書に予定期量の記載がなかつた。また、契約保証金を免除していながら、財務規程第26条第1項により記載すべきとされている董約金に関する事項の記載がなかつた。	5 郵便切手類受払簿にはがきの項目を作り、記載を行つた。
6 ガソリン等の単価契約について (1) 単価契約書に予定期量の記載を必ず行う。 (2) 単価契約書に予定期量の記載を必ず行う。また、違約金に関する事項の記載も必ず行う。	6 ガソリン等の単価契約について (1) 単価契約書に予定期量の記載を必ず行う。 (2) 単価契約書に予定期量の記載を必ず行う。また、違約金に関する事項の記載も必ず行う。
(3) びゅあ富士では、支出負担行為同いを行わ	(3) 今後は支出負担行為同い及び契約書の

すに、また、契約書を取り交わさずにガソリンの納入を受け、支出を行っていた。

7 生涯学習センターの複写機の複写サービスに関する契約について、複写枚数に係る予定数量の記載が契約書に予定数量の記載を必ず行う。

(1) 契約書に複写枚数に係る予定数量の記載がなかった。

(2) 契約保証金を免除していたが、財務規程第26条第1項により記載すべきとされている違約金に関する事項の記載がなかった。

(3) 支出負担行為同いの限度額の算出に限りがなかった。

(4) 支出負担行為同いの限度額の算出に限りがなかった。

8 登記事証明書請求のための印紙代の現金支払いにおいて、財務規程第21条の資金前渡によらず、職員が立替払いをしていた。

(3) 支出負担行為同いの限度額の算出を正しく記載する。

(4) 契約書に違約金に関する記載を必ず行う。

8 今後は資金前渡により処理を行う。

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所管部局	総務部
監査実施日	平成25年8月27日、10月17日
(指摘事項)	講じた措置（又は今後の方針等）

### 2 減価償却明細表の未償却額合計額と貸借対照表が一致していなかった。

1 大学所蔵の図書館資料について、年1回の蔵書点検の結果と図書資産台帳との差異については、亡失したものとして図書資産台帳から除籍した上で貸借対照表に計上していたが、図書館資料管理要項第10条に定める資産管理責任者の除籍の決定が行われていなかった。

### 2 減価償却明細表の未償却額合計額と貸借対照表が一致していなかった。

1 図書館資料について、年1回の蔵書点検の結果と図書資産台帳との差異については、亡失したものとして図書資産台帳から除籍した上で貸借対照表に計上していたが、図書館資料管理要項第10条に定める資産管理責任者の除籍の決定が行われていなかった。

### 2 減価償却明細表の未償却額合計額と貸借対照表が一致していなかった。

1 図書館資料について、年1回の蔵書点検の結果と図書資産台帳との差異については、亡失したものとして図書資産台帳から除籍した上で貸借対照表に計上していたが、図書館資料管理要項第10条に定める資産管理責任者の除籍の決定が行われていなかった。

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構
所管部局	福祉保健部
監査実施日	平成25年10月1日～2日、11月14日
(指摘事項)	講じた措置（又は今後の方針等）

1 役員会で検討を行ったが、預金利息が極めて低いこと、年度内の運用期間が短期間であったことなどから、平成25年度は安全性を重視し、決済性預金での預金の管理を継続することとした。

2 県が策定した中期目標を達成するため、その中期目標期間において、教育・研究・地域貢献・業務運営の改善等に関する中期計画及び年度計画を策定し、その推進に取り組んでいる。

3 公立大学法人に移行後3年目となる平成24年度の業務実績に関する評価結果として、山梨県公立大学法人評価委員会において、「全体としてほぼ順調に中期計画及び年度計画を達成する年度計画を毎年度策定し、実行している」。

4 これまで、平成22年度～24年度の年度計画の実績状況について、山梨県公立大学法人評価委員会の評価を受け、中期目標を達成するための着実な取組みが進められており、中期計画を順調に実施していると考えている。

5 今後も、中期計画の着実な推進に取り組むとともに、建学の理念である「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な扱い手を育てる大学」、「地域に開かれた地域と向き合う大学」を体現すべく、教職員が一丸となって取り組んでいく。

	<p>開いたところ、年度当初に事務局に招へい計画書(「医師等招へい年間計画書」)を提出したので、これにより謝金支払いに係る全ての手続きが済んだものと思い込んでいた。</p> <p>このため、招へいする月毎に事務局へ提出することとなっている「医師等招へい申請書」及び招へいされた医師が診療後に提出することとなっている「勤務状況確認書」が事務局に提出されていなかった。</p> <p>「医師等招へい事業実施要綱」では、招へいする月毎に「医師等招へい申請書」を、招へいした日毎に「勤務状況確認書」を総務課へ提出することになっているが、平成23年4月より遡ってすべての書類の提出を求めた場合、招へい医師に相当の負担をかけることになるため、招へい実績一覧表に副科長(当時)と招へい医師の署名(又は押印)を求めることにより謝金を支払うこととした。</p> <p>再発防止策としては、院内へ要綱の周知徹底を行うとともに、定期的に機構内の電子掲示板である「インフォメーション」にて、「医師等招へい申請書」と勤務状況確認書の提出を求めている。</p>
4	<p>たな卸し資産の評価方法について、財務諸表の注記では最終仕入原価法となつていいが、先入先出法で行われていた。(北病院)</p>
5	<p>長期の医業未収金が次のとおり認められた。</p> <p>平成23年度以前の患者一部負担金（決算日現在） 在り321,952,088円</p>
6	<p>予算執行表の支出予算の項目において、執行額が予算額を越えているものがあり、実質的に支出する各項又は各年の金額が流用されているが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていなかった。</p>
7	<p>所得税の源泉徴収において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 平成25年1月1日以降に開催された研修会の講師謝金について、復興特別所得税が源泉徴収されていないものがあった。</p> <p>(中央病院、北病院)</p> <p>今後、他の地方独立行政法人の処理方法を協議し、見直し額が少額のため問題はない旨了承を得ている。</p>
8	<p>たな卸し資産の評価方法について、財務諸表の注記では最終仕入原価法となつていいが、先入先出法で行われていた。(北病院)</p>
9	<p>平成23年度以前の患者一部負担金（決算日現在） 在り321,952,088円</p>
10	<p>長期の医業未収金が次のとおり認められた。</p> <p>平成23年度以前の患者一部負担金（決算日現在） 在り321,952,088円</p>
11	<p>予算執行表の支出予算の項目において、執行額が予算額を越えているものがあり、実質的に支出する各項又は各年の金額が流用されているが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていなかった。</p>
12	<p>所得税の源泉徴収において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設され、平成25年1月1日以降に支払を受けた給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることが判明した。</p> <p>これにともない研修会の講師に対する謝金を支払う際に、基準所得税額(10%)に復興特別所得税額(2.1%)を合わせて源泉徴収する必要があったが、一部で復興特別所得税額を源泉徴収していない事例があった。</p> <p>今後は、適正に処理をしていく。</p> <p>(2) 委員会の委員に対する謝金について、給与所得として源泉徴収がされておらず、所得税法第204条による報酬・料金等として源泉徴収されていたものがあった。(北病院)</p> <p>既に10%の所得税を源泉徴収していたものについては、遡って正しい支額及び納税額となるよう修正を行った。</p>

(3)弁護士報酬支払い時に所得税の源泉徴収をしていないものがあった。(北病院)		(3)弁護士に対する裁判費用については、委託契約に基づく委託料で支出していたため源泉徴収は不要と考えていたが、今後は適切に処理していく。
8 小口現金出納簿において、郵便局での払い込みのために銀行預金口座から引き出した現金の受扱が記載されていなかった。(中央病院)	8 銀行預金口座で小口現金を引き出し、そのまま郵便局に持参して振り込みを行う場合、出納簿には記載していなかったが、受け払いを出納簿に記載していくこととした。	8 本件については、平成22年に実施された監査指導室による指導監査の指導事項に基づき改善したものであったため、福祉保健事業立会いの下、監査指導室、監査委員会を組織し、財務活動資金収支差額を記載することとされているが、財務活動による收支の収入欄に前期末支払資金残高の取崩し額がその他の収入として記載されており、当該基準に準拠したものとなっていた。
9 JR使用の出張において、往復同一区間でかつ片道60km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。(北病院)	9 賃支払分について修正した。 今後は適正な旅費算定が行われているか確認を徹底する。	9 今後、契約書作成時には契約保証金の条項を含めるよう徹底する。
10 清掃業務委託契約書に会計規程第43条に規定する契約保証金に関する条項が記載されていなかった。(北病院)	10 以後、契約書作成時には契約保証金の条項を含めるよう徹底する。	10 以後、契約書作成時には契約保証金の条項を含めるよう徹底する。
<b>(観見)</b>		2 燃料の継続的な売買に係る単価契約について
病院機構は、県が示した5年間(平成22年度～平成26年度)における中期目標を達成するため、中期計画及びそれに基づく年度計画を策定し、その推進に取り組んでいる。		(1) 軽油、灯油及びA重油の予定価格について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者は明確な根拠がないまま軽油により充実した救命救急医療の提供を実現するとともに、増加する外来化学療法患者のニーズに的確に対応することが可能となった。また、北病院では、精神科救急入院料病棟、思春期病棟等の増改築に着手し、精神科救急・急性期医療などの充実を図っている。
また、中期計画の中間年となる平成24年度の業務実績に関する評価結果として、山梨県立病院機構評議会において、「平成24年度における中期計画の実施状況は順調である」と評価されている。		後も、中期計画で定められた政策医療など、県の基幹病院としての政策医療の確実な実施と、質の高い医療を提供することが求められる引き続き中期計画の着実な推進に取り組まれたい。
なお、今回の監査結果において、医師等招へい事業に係る謝金について、事業実施要綱に定める手続が行われなかつたことを指摘した。		また、結果として軽油及び灯油については、積算した算出価格よりも割高な単価で契約していた。(きぼうの家)
同要綱は、過去において病院職員(当時)による同謝金の着服事件が発覚した際に、再発防止策の一つとして策定されたものであり、その防止策が一部とはいえ機能していなかつたことは極めて遺憾である。		(2) 軽油の予定価格においては、軽油引取税も含めて消費税及び地方消費税相当額を算出していた。(きぼうの家)
迅速かつ適正に改善を図り、県民の信頼を損なうことのないよう対処されたい。		(3) レギュラーガソリン、軽油及び灯油の各契約書に予定数量の記載がなかつた。(きぼうの家)
<b>(見)</b>		2 燃料の継続的な売買に係る単価契約について
病院機構は、県が示した5年間(平成22年度～平成26年度)における中期目標を達成するため、中期計画及びそれに基づく年度計画を策定し、その推進に取り組んでいる。		(1) 軽油、灯油及びA重油の積算においては、一般財團法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターの市場価格調査機関の情報等に基づき積算する。
また、中期計画で定められた政策医療など、県の基幹病院としての政策医療の確実な実施と、質の高い医療を提供することが求められる引き続き中期計画の着実な推進に取り組まれたい。		また、予定価格以内の単価で契約を行っていた。
なお、今回の監査結果において、医師等招へい事業に係る謝金について、事業実施要綱に定める手續が行われなかつたことを指摘した。		また、結果として軽油及び灯油については、積算した算出価格よりも割高な単価で契約していた。(きぼうの家)
同要綱は、過去において病院職員(当時)による同謝金の着服事件が発覚した際に、再発防止策の一つとして策定されたものであり、その防止策が一部とはいえ機能していなかつたことは極めて遺憾である。		(2) 軽油の予定価格においては、軽油引取税を除いた単価で積算する。
迅速かつ適正に改善を図り、県民の信頼を損なうことのないよう対処されたい。		(3) 予定数量を記載可能な場合は、記載することとした。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
所管部局	福祉保健部
監査実施日	平成25年10月8日～9日、11月27日
<b>(指導事項)</b>	
1 資金収支計算書の「財務活動による収支」の記載については、社会福祉法人会計基準第10条第4項において「資金の借入れ及び返済、積立預金の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入及び支出を記載し、財務活動資金収支差額を記載する」と記載しているが、財務活動による収支の収入欄に前期末支払資金残高の取崩し額がそのまま記載され、他の収入として記載されており、当該基準に準拠したものとなっていた。	1 本件については、平成22年に実施された監査指導室による指導監査の指導事項に基づき改善したものであったため、福祉保健事業立会いの下、監査指導室、監査委員会を組織し、財務活動資金収支差額を記載する。その結果、前期末支払資金残高の取り扱いについては、「社会福祉法人が経営する社他の収入として記載されており、当該基準に準拠したものとなっていた。
2 燃料の継続的な売買に係る単価契約について	2 燃料の継続的な売買に係る単価契約について
(1) 軽油、灯油及びA重油の予定価格について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者は明確な根拠がないまま軽油により充実した救命救急医療の提供を実現するとともに、増加する外来化学療法患者のニーズに的確に対応することが可能となった。また、北病院では、精神科救急入院料病棟、思春期病棟等の増改築に着手し、精神科救急・急性期医療などの充実を図っている。	(1) 燃料の予定価格については、一般財團法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターの市場価格調査機関の情報等に基づき積算する。
また、中期計画で定められた政策医療など、県の基幹病院としての政策医療の確実な実施と、質の高い医療を提供することが求められる引き続き中期計画の着実な推進に取り組まれたい。	また、予定価格以内の単価で契約を行っていた。
なお、今回の監査結果において、医師等招へい事業に係る謝金について、事業実施要綱に定める手續が行われなかつたことを指摘した。	また、結果として軽油及び灯油については、積算した算出価格よりも割高な単価で契約していた。(きぼうの家)
同要綱は、過去において病院職員(当時)による同謝金の着服事件が発覚した際に、再発防止策の一つとして策定されたものであり、その防止策が一部とはいえ機能していなかつたことは極めて遺憾である。	(2) 軽油の予定価格においては、軽油引取税を除いた単価で積算する。
迅速かつ適正に改善を図り、県民の信頼を損なうことのないよう対処されたい。	(3) 予定数量を記載可能な場合は、記載することとした。
3 新規土地購入既存施設解体工事請負契約書、新館吸収冷温水機修理他工事請負契約書及び新館吸収冷温水機浴槽交換器取替工事請負契約書に経理規程第59条により契約書に記載すべきとされている契約保証金に関する条項が記載されていなかつた。(概観注)	3 今後は、事業団経理規程施行細則第30条の規定に基づき、「保証金の免除」を記載する。
4 支出負担行為伺いの起票及び決裁を必ず受け、契約書を作成した後、支出す。	4 支出負担行為伺いの起票及び決裁を必ず受け、契約書を作成した後、支出す。

を行っていた。(豊寿荘)

5

物品納入、修繕等の検収について  
(1) 固定資産である芝刈り機の購入において、  
経理規程施行細則第42条に定める納入時の  
納品書がなく、また請求書にも同細則第41  
条第2項に定める検収年月日の記載がないた  
め、納入日の確認ができなかった。(豊寿荘)

(2) 新館吸込冷温水機応急修理工事において、  
同細則第41条に定める検収並びに所定書類  
への検収年月日及び職氏名の記載、押印が行  
われていなかった。(桃源荘)

5

物品納入、修繕等の検収について  
(1) (福) 山梨県社会福祉事業団経理規程に  
に基づき適正に処理する。納品書を受け取  
り、検収を行う(付)付及び検収者の押印  
又はサインを行い、処理する。

(2) 今後は、事業団経理規程施行細則第41  
条の規定に基づき、検収を行う。

借入金については、将来の販売収入で返済す  
ることとしていたが、木材価格の下落等により  
見込まれることから、県は平成23年12月に、  
平成24年度から平成28年度までの5年間を計  
画期間とする、財團法人山梨県林業公社改革フ  
ランを策定した。

改革プランにおいては、森林整備の方針性と  
して、皆伐による荒廃を防ぐ観点から伐期を延  
長した上で、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹  
林化などの森づくりを導入することとし、県民  
の将来債務を抑制するため、土地所有者の理解  
と同意を得た上で、平成28年度末での公社の  
廃止と分収林管理の県への移管、分取割合の見  
直し及び契約期間の延長を行うこととす  
る。

公社では、県の改革プランを受け、平成24  
年2月に公社、県及び関係団体による林業公社  
改革推進協議会を県下4箇所に設置するととも  
に、平成24年3月に財團法人山梨県林業公  
社改革推進計画を策定して、土地所有者への説  
明事を進めており、平成25年12月末の変更契  
約実施済み件数は、総契約件数3,377件のうち  
1,406件(41.6%)となっている。今後、公社  
として残されている3年間ですべての変更契  
約が締結できるよう、関係機関と協力し、綱意努  
力されたい。

改革プランを実施した場合においても、公庫  
等からの借入金返済のための県補助金や、これ  
までの県貸付金の債権放棄等により167億円  
に及ぶ多額の県民負担が見込まれている。  
今後とも、改革プランを着実に実行し、県民  
負担の抑制に努められたい。

今後も、地域の実情に精通した市町村や  
森林組合等で構成される林業公社改革推進  
協議会の協力を得ながら、土地所有者との  
協議を誠意を持って進め、公社の改革プラン  
の計画期間の終わる平成28年度末には全  
ての変更契約が締結できるよう努める。

また、平成25年3月に作成した森林經營計  
画に基づき、間伐等の森林整備や森林作業  
道の開設を適切に行い、将来的な森林資源  
の充実と作業の効率化を図り、分収林の価  
値の向上に努める。

田

監査対象団体	公益財団法人 山梨県林業公社
所管部局	森林環境部
監査実施日	平成25年9月25日～26日、10月18日
(指導事項)	
1 郵便切手及び印紙の期末残高が貸借対照表 資産として計上されていなかった。	
2 流動資産に計上された現金預金のうち大口 定期預金で運用していた1億5千万円について、 満期日到来に伴う書換の手続が遅延していた。 満期日 平成24年9月28日 書換日 平成24年10月26日	
3 委託契約書の記載に次のとおり不備があつ た。	
(1) 自動販売機の販売委託契約書において、契 約相手先を記載すべき箇所に記載がなかっ た。また、契約書7条の契約解除条項に「予定 数量を大幅に下回る場合」と規定されてる が、予定量に関する余条項がなかった。	
(2) 財務規程第37条に契約に関しては山梨県の 例により行うとあるが、公園整備業務委託契 約書において、契約保証金に関する記載がな かった。また、警備委託契約書において、契 約保証金に関する記載及び契約年月日の記 載がなかった。	
(意見)	
公社は、昭和40年の設立以来、主に借入金 により人工林(民有林)を整備し、土地所有者 と伐採収益を分け合う分収林事業を行ってき た。	

監査対象団体 公益財団法人 小佐野記念財团  
所管部局 観光部  
監査実施日 平成25年6月28日

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財团
所管部局	観光部
監査実施日	平成25年6月28日
(指導事項)	
1 財務諸表について、次のとおり誤りがあつ た。 (1) 貸借対照表において、指定正味財産3億円 が一般正味財産として記載されていた。ま た、基本財産への充当額及び特定資産への充 当額の内書が記載されていなかった。	
(2) 財務諸表の注記において、「基本財産及び 財産及び特定資産の財源等の内訳」が記載さ れていないかった。	
3 委託契約書の記載の不備について	
(1) 委託契約書の契約書相手先につい ては、記載した。	
また、契約解除条項については、相手先 と販売予定数量及び大幅に下回る場合 の、覚書を取り交わした。	
(2) 今後は、契約書条項中に、契約保証金 の余条項を記載する。 また、警備委託契約書の契約年月日につ いては、記載した。	
(意見)	
公社は、昭和40年の設立以来、主に借入金 により人工林(民有林)を整備し、土地所有者 と伐採収益を分け合う分収林事業を行ってき た。	

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財团
所管部局	観光部
監査実施日	平成25年6月28日
(指導事項)	
1 貸借対照表及び財務諸表の注記における 該当箇所を修正したうえで、第三回理事会 (平成26年3月29日)に譲り承認を受けた。 第二回議員会にも譲り、平成26年3月31日 に承認を受けた。	
今後は公益法人会計基準に従い、適切な 会計書類の作成に努める。	

田

2 国債で運用し、平成24年6月20日に満期償還された基本財産1億円について、新たな運用先として平成24年11月19日に、地方公共団体金融機関を1億円購入しているが、償還資金はその間普通預金に蓄留しており、運用方法の検討と実施が遅延していた。	2 今後は、満期償還の債券については、償還前に運用方法を検討し、速やかに実施するよう努める。
3 作文コンクールに係る副賞等購入費用の支払（銀行振込）において、事務処理規程第26条で債権者に支払うときは、必ず領収書を提出させなければならないと規定しているが、領収書（振込金受取書）が保管されていなかった。	3 今後は領収書の適切な保管に努めるとともに定期的に経理書類のチェックに努める。
（意 見） 基本財産の一部を円建外貨債で運用している。財團が運用している円建外貨債は、元本の保証（円建での元本償還）があるとはいっても、利率は半年ごとに米ドル／円為替レートにより決定される変動利率であり、為替レートによって各年度の運用収入に著しい変動を生じるおそれがある。また、為替レートの状況如何に関わらず財團には解約権がなく発行主体のみ解約権があり、償還期限が25年と長期に及んでいること等を考慮すると、運用収入を財源として実施されている公益目的事業が、継続的、安定的に行われ得るのか懸念されるところである。基本財産の運用については、定款第5条第2項の趣旨を尊重して慎重な運用に留意されたい。	3 円建外貨債については平成26年1月17日に解約され、国債への運用に切り替えた。 4 退職給付引当金について、中小企業退職金共済からの積立額を控除して年度末の必要額を引当金計上しているが、当該共済から支払われる運用益分については控除されていなかった。そのため、退職給付引当金が、1,888,100円過大計上されていた。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	監査の結果 (指導事項)
公益財團法人 山梨県体育協会 県土整備部、教育委員会 平成25年9月2日～3日、10月11日	1 法人税の決算報告書の収支差額、他会計繰入支出等が、決算書と433,351円相違していた。 2 未収金に、長期滞留未収金として、「体育史第3巻」の平成20年度販売分による未収金90,000円があった。
1 平成25年度決算時に修正申告する。 2 引き続き冊子販売代金の回収に努めるが、未収金については、平成25年度末に損失処理する。	3 貸借対照表に貯蔵品として計上している「体育史第3巻」(549冊、6,039,000円)について、発行から5年近くが経過している。販売できる見込みがなければ会計上除却し、平成25年度の決算では、貯蔵品として計上すべきではない。
3 治療方針を検討し、指摘のとおり処理する。	4 退職給付引当金については、事務局長の専決事項と定められているが、事務局長の決裁が行われず、に支出されているものがあった。(2件、小瀬スポーツ公園) また、同規程第6条第1項第9号により1件100万円未満の支出命令は事務局次長の専決事項と定められているが、事務局次長の決裁が行われずに支出されているものがわかった。(1件、木橋湖青少年スポーツセンター)
5 決裁の確認を今まで以上に注意していく。	5 事務決算規程第5条第1項第9号により1件100万円以上の支出命令は事務局長の専決事項と定められているが、事務局長の決裁が行われず、に支出されているものがあった。(2件、小瀬スポーツ公園) また、同規程第6条第1項第9号により1件100万円未満の支出命令は事務局次長の専決事項と定められているが、事務局次長の決裁が行われずに支出されているものがわかった。(1件、木橋湖青少年スポーツセンター)
6 有料公園施設利用料金の現金収納金について、会計規程第26条に定められた日々の現金残高が確認できる現金出納帳が作成されていなかった。(緑が丘スポーツ公園)	6 現金出納帳を作成した。
7 利用料金の現金収納金について、会計規程第27条に定められた保管限度期間を超えていたものがあった。(八代射撃場・境川競技場)	7 適正に行うよう改善した。
8 県補助金の過剰受領6,206,210円があり、運用利息と併せ6,730円を県に返還していなかった。	8 再発防止に取り組む。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	財団法人 山梨県富士川地域地場産業振興センター 観光部 平成25年7月16日	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	1 減価償却引当資産及び修繕等引当資産を計上していたが、計上根拠が不明であった。 2 消費税及び法人税が貸借対照表に未払金として計上されていなかった。	1 減価償却引当資産及び修繕等引当資産を計上した計上根拠を明確に記載する。 2 消費税及び法人税を貸借対照表に未払金として計上する。
監査対象団体 所管部局 監査実施日	財団法人 山梨県富士川地域地場産業振興センター 観光部 平成25年7月24日	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	1 郵便切手及び郵便はがきの期末残高が貸借対照表に資産として計上されていなかった。 2 平成24年度に借入処理をした未収入金（平成19年度～平成20年度の施設使用料及び施設整備料の未収分）のうち1先111,520円について、平成22年度以降、督促等の交渉記録が整備されていなかった。	1 郵便切手及び郵便はがきの期末残高を貸借対照表に資産として計上する。 2 督促等をおこなった場合、交渉記録を作成する。
監査対象団体 所管部局 監査実施日	第2・8回国民文化祭山梨県実行委員会 企画県農部 平成25年12月18日	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	1 富士の国やまなし国文祭開幕200日前イベン トで使用する造形遊び資材購入において、経費	1 事務局員全員に対し、経費の支払いに遅延がないよう徹底した。また、経理担当事

監査対象団体 所管部局 監査実施日	一般財団法人 山梨県消防協会 総務部 平成25年9月11日、10月11日
(指導事項) 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等） 講じた措置（又は今後の方針等）

また、当該補助金の実績報告書に添付されている收支決算書において、テレビ番組制作・放送管理費の実績額（5,000,000円×2件＝10,000,000円）の内訳の記載がなく、事業経費が補助対象経費に該当するかどうか、経費配分の変更があったかどうかについて確認できる書類が整理されていなかった。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	公益社団法人 やまなし観光推進機構 観光部 平成25年10月28日、12月20日
(指導事項) 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等） 講じた措置（又は今後の方針等）

信玄公祭り補助金（26,947,000円）を概算払いしていたが、支出に係る伺いが起案、回議されていなかつた。

2 平成24年度やまなし観光推進機構事業費補助金の実績額の算出において、次のとおり誤りがあつた。  
 (1) 基本給が月額で定められている臨時職員の時間外勤務手当について、当該基本給を基礎とした時間当たり単価により算出せず、月額基本給の額を決定する上で参考とした賃金日額を元に算出していったため、実績額が過少となつていた。

(2) 賃与に係る社会保険料について、賃与の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額を標準賃与額として保険料率を乗ずべきところ、端数を切り捨てない額に保険料率を乗じて算出していたため、実績額が過大となつていた。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉保健部 平成25年10月7日
(指導事項) 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等） 講じた措置（又は今後の方針等）

1 支出伝票の決算時に支出に係る伺いの添付を徹底し、再発防止に十分留意する。  
 平成25年度は適正な処理手続きに改善済み。

2 平成24年度やまなし観光推進機構事業費補助金の実績額の算出の誤りについて  
 (1) 時間外勤務手当の算出について基本的知識の習得に努め適正な支出を確保する。  
 (2) 平成24年度やまなし観光推進機構事業費補助金の実績額の算出の誤りについて  
 甲府市及び富士川町で実施した要援護者避難訓練及び福祉避難所設置運営訓練の会場設営のために賃借した物品について、賃借料が10万円以上となっていたが、経理規程施行細則第22条第3項に規定されている見積合合わせを行つていなかつた。

甲府市及び富士川町で実施した要援護者避難訓練及び福祉避難所設置運営訓練の会場設営のために賃借した物品について、賃借料が10万円以上となっていたが、経理規程施行細則第22条第3項に規定されている見積合合わせを行つていなかつた。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	公益財団法人 キープ協会 森林環境部 平成25年9月30日
(指導事項) 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等） 講じた措置（又は今後の方針等）

1日の労働時間×1.25  
 (2) 算出表の確認及び支払時における確認を行い適正な算出を徹底する。過去5年間に遡り補助金の過大分について、再計算し県に返金する。現在精算手続き中で、平成25年度中に完了。

おいて、裏議書による契約締結のための決裁が、契約締結後に行われていた。また、1者が、その見積書微取による随意契約により契約していたが、競争入札によらず随意契約による場合の基準をはじめとして、契約を行う上で規範とすべき事項が経理規定等に明確に規定され

ていなかった。

監査対象団体 所管部局	株式会社 清里丘の公園 企業局
監査実施日	平成25年10月8日、11月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

（指導事項）

- 1 カート点検費用及び協議会負担金について、決算日時点で未払いであったが、貸借対照表に未払金として計上されていなかった。

- 1 今後の処理においては、未払金の計上漏れがないよう留意し、対応を行っていく。  
なお、当該支払いについては、請求書が届いた後に速やかに行つた。

- 2 アクアリゾート内レストランの委託業務に係る平成17年度の未収入金1,044,786円（施設使用に伴う光熱水費）が回収困難となっていた。

- 2 債権発生時より、相手方への連絡を取り、支払いの催促を行っているが、現在も回収ができない状況である。今後も引き続き、請求を行い、支払いを行わせるよう対応していく。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番